

七

2 1 区域の名称 湯ノ廻
土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結ぶ線及び標柱一号と標柱五号を結ぶ線で囲まれた区域

仁多郡				郡
仁多町				市
三成				町
				村
				大
				字
井出ノ上	ナリ林	湯ノ廻	荒神	字
一八八五番地の二	一五一九番地の二	一五二四番地の三	一八〇九番地	地
四号	三号	二号	一号	番
				標柱番号

家の脇	二八〇〇番地	五号
积迦堂	一一八〇番地	六号
町空	一一八四番地	七号
井戸空	二七九八番地	八号
三間屋	一一九九番地の一	九号
	一一九七番地	十号
町空	一・二八七番地の一	十一号
町屋敷	一一三三番地	十二号

八

2 1 区域の名称 高島
土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結ぶ線及び標柱一号と標柱九号を結ぶ線で囲まれた区域

益田市				郡		
土田町				市		
				町		
				村		
				大		
				字		
七〇三番地の一	七〇三番地の一	七〇三番地の一	七〇三番地の一	七〇三番地の一	七〇四番地	地
九号	八号	七号	六号	五号	四号	番
						標柱番号

荒神	四五一番地の一	五号
----	---------	----

島根県告示第四百九十五号

島根県建築基準法施行条例(昭和四十八年島根県条例第二十号)別表第一第二号に規定する知事が指定する区域は、次に掲げる土地の区域とする。

昭和四十八年七月二十四日

島根県知事 伊達 慎一郎

1 区域の名称 坂根上
2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結ぶ線、標柱十号と室原川右岸の官民地境界線に沿って標柱十一号を結ぶ線、標柱十一号から標柱十三号までを順次結ぶ線、標柱十三号と国道三一四号線の官民地境界線に沿って標柱十四号を結ぶ線並びに標柱一号と標柱十四号を結ぶ線で囲まれた区域

仁多郡			横田町			八川			郡	市	町	村	大	字				
イトロ土			山根道下			道ノ下			釣ヶ原			地	番	標柱番号				
九九二番地の二	九九一番地の一地先	九九一番地の一地先	九八六番地	九八二番地	九八二番地	九七六番地の一	九七六番地の一	九七二番地の二	九五八番地の一	九	八	七	六	五	四	三	二	一
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号									

奥 釣		二五の一番地の四	十一号
井手林	二五〇四番地	十二号	
二ヶ所林	二五一七番地	十三号	
		十四号	